

高知県空き店舗対策事業費補助金のご案内

～商店街等の空き店舗へ出店される方を支援します！！～

★ 補助の対象者は？

商店街等において、使用されなくなつて3月以上その状態が継続している空き店舗で開業する、個人・法人等で下記の要件を満たす方

- ① 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない方
- ② 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得している方
- ③ 出店計画について、事業計画書、簡易資金繰り予定表等の内容をもとに県の中小企業診断士が実施する経営指導を受け入れる方
- ④ 出店計画策定及び出店後において、商工会・商工会議所等の経営サポートを受ける方

★ 補助の対象となる経費・補助率・補助の限度額は？

補助の対象事業	補助対象経費	補助率／補助額	対象業種
出店者が商店街等の空き店舗を活用して行う小売業、飲食業又はサービス業	【店舗改装費】 (ア) ・内外装整備は必要最小限度のもの ・店舗構造の変更、華美な装飾等は対象外 (建築確認が必要となる大規模修繕費、建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は対象外) (イ) ・設備や備品は原則補助対象外(ただし、改装に密着で不可欠なものは対象) (ウ) ・空調設備、音響設備及び厨房機器、厨房内設備は対象外	(補助率) 補助対象経費の 1/2以内 (補助限度額) 上限額 100万円 下限額 10万円	「小売業、飲食業、サービス業」であつて「 <u>昼間に営業</u> 」を行うもの

★ 活用事例

リラクゼーション店(受付・待合)

＜施工前＞



＜施工後＞



カフェ(店舗外観)

＜施工前＞



＜施工後＞



申請書等はこちらから

【お問い合わせ先】

高知県商工労働部 経営支援課 商業流通担当 山中、熊谷
 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(本庁舎5階)
 TEL:(088)-823-9679
 FAX:(088)-823-9138